「地方税法等の一部を改正する法律案」及び「地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律案」に対する討論

無所属の会 金子恵美

無所属の会の金子恵美です。

ただいま議題となりました「地方税法等の一部を改正する法律案」及び「地方交付税法及 び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」に反対の立場から討論を行います。

まず、今回の給与所得控除の引き下げ、頭打ちなどの見直しについては、働き方改革に名 を借りた、理念なき増税策にすぎないということを強く申し上げます。

これまで、政府税制調査会では、幾度となく、「公平・中立・簡素」という税制の大原則が強調されてきましたが、このたびの見直しは、所得税制をいたずらに複雑にするものであり、この大原則とは正反対の内容になっています。

また、年収 850 万円超のサラリーマン、約 230 万人もの方を増税する一方で、フリーランスの方々など自営業者の税負担を多少軽減するとしています。しかし、サラリーマンの方々は軽い税負担であるといったデータは見たことがありません。逆に、サラリーマンと自営業者などとの所得捕捉率の相違、いわゆるクロヨン問題の存在が、これまで幾度となく指摘されてきたところです。そもそも所得捕捉率が違うのであれば、今回の改正案は議論が成り立たないはずです。

地方交付税については、地方交付税法には「地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする」と明記されており、総務省ホームページには「国が地方に代わって徴収する地方税」固有財源という性格をもっているとの解説が載っております。

しかし、安倍政権は、地方自治体にとって自由度が高く創意工夫を生かしやすい一括交付金を廃止し、ひも付き補助金を復活させ、その裏負担をみることに地方交付税を利用してお

り、自治体の固有財源であるはずの地方交付税を支配の道具に使っています。これでは、地域の知恵を最大限に引き出し、地域活性化を成し遂げることなどできません。

固定資産税の特例措置についても同じようなことが言えます。地方の自主財源である固定 資産税について、何故生産性革命を理由に減免するのでしょうか。

かつて、バブル崩壊直後の一時期に、自民党政権が景気対策の名の下、公共事業を濫発し、負担を押し付けられた地方自治体が青息吐息となった光景を彷彿とさせる措置であると言わざるを得ません。

最後に、地域の皆様の声を無視し地域の活力を奪う安倍政権に、広く野党勢力を結集して 対抗していくことを国民の皆様にお約束し、私の討論を終わります。